

現在全ての外国籍の方は、再入国の場合を除き、入国前に査証の取得が必要です。新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、査証の申請を受理してから発給までに通常より時間を要することもございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年3月23日現在、以下の方々におかれましては、「特段の事情」があるものとしてビザの申請が可能となっております。

- (1) 令和2年8月31日までに再入国許可（みなし再入国許可を含む。）をもって現在上陸拒否の対象地域に指定されている国・地域に出国した者であって、その国・地域が上陸拒否の対象地域に指定された後、再入国許可の有効期間が満了し、その期間内に再入国することができず、新たに在留資格認定証明書を取得した者
- (2) 「日本人・永住者の配偶者又は子」
在留資格認定証明書、または、日本人・永住者の配偶者又は子であることを証明する資料（戸籍謄本、住民票、在留カードの写し等）が必要となります
- (3) 「定住者の配偶者又は子」で、日本に家族が滞在しており、家族が分離された状態にある者で在留資格認定証明書を取得した者
- (4) 「医療」の在留資格を取得しており、医療体制の充実・強化に資する者で在留資格認定証明書を取得した者

※令和2年9月25日の決定に基づく、同年10月1日から始まった「(防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とする)新規入国を許可する仕組み」に関しては現在も停止しております。

※日本政府による、新型コロナウイルスにかかる水際対策（ビザ関連）に関しましては以下の外務省のページからご確認可能です。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

※在ネパール日本大使館は、VFS グローバル社とビザサービス業務を委託することについて契約しております。そのため、基本的にビザ申請はVFS グローバル社において行っていただく必要があります（詳細につきましては、3月4日付けの以下の通知をご参照願います）。

重要なお知らせ（3月4日以降のビザサービスについて）

在ネパール日本国大使館は2021年2月1日、ビザサービス業務を委託することをVFS グローバル社と契約しました。

2021年3月4日以降は、これまで当館が行ってビザサービスはVFS グローバル社によって提供されます。

VFS グローバル社によって提供されるビザサービスは、以下の通りです。

- ・ビザの予約受付
- ・ビザの申請
- ・ビザの交付
- ・ビザに関する照会への対応（電話及びメール）

上記のとおり、2021年3月4日以降はVFS グローバル社によってビザサービスが提供されます。よって、ビザの予約、申請、交付の手続きはVFS グローバル社で行う必要があります。VFS グローバル社のホームページ（ビザ関連ページ）は以下のURL から閲覧可能となっております。

<https://www.vfsglobal.com/en/individuals/index.html>

なお、VFS グローバル社カトマンズ事務所の住所は以下のとおりとなっております。

VFS Global 3rd Floor ,Chhaya Devi Complex Amrit Marga,Bhagwan Bahal, Thamel-26, Kathmandu

2020年12月28日から2021年3月26日の期間の予約を既に取り替えている申請者（当館にメールで予約を行い、当館からの返信にて申請予約日が振り分けられている者）については、VFS グローバル社より、VFS グローバル社でのビザ申請予約日について追ってご連絡がありますので、再度ビザの申請のための予約を取る必要はありません。

なお、以下の者は引き続き、当館においてビザ申請を行うことが可能です。

- ・外交、公用旅券所持者
- ・緊急人道的な理由があり、早急にビザを発給される必要がある者
- ・当館から連絡のあった者